○内閣府令第二号

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七十二号）の施行に伴い、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定） **第二条**　令第三条第四号イの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一　［略］ 二　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第九条の三第一項、第十五条の四第一項、第二十四条の三第一項、第四十条の三第一項、第四十九条の二第一項及び第五十八条の二第一項 三　［略］ （消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） **第三条**　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～十一　略］ 十二　預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第七条第五項、第八条第三項及び第十七条第五項 ［十二の二～二十二　略］ （事業者の行為の規制に関する法律の規定） **第四条**　令第三条第七号の内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一　特定商取引に関する法律第十七条、貸金業法第十六条第三項、割賦販売法第四条第一項、預託等取引に関する法律第十四条第一項その他これらに類する契約の締結に係る規定 ［二・三　略］	（消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定） **第二条**　令第三条第四号イの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一　［同上］ 二　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第九条の三第一項、第二十四条の三第一項、第四十条の三第一項、第四十九条の二第一項及び第五十八条の二第一項 三　［同上］ （消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） **第三条**　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～十一　同上］ 十二　特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第八条第四項及び第九条第三項 ［十二の二～二十二　同上］ （事業者の行為の規制に関する法律の規定） **第四条**　令第三条第七号の内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一　特定商取引に関する法律第十七条、貸金業法第十六条第三項、割賦販売法第四条第一項その他これらに類する契約の締結に係る規定 ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。